

笠岡市市民活動支援センター物品貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、まちづくり活動や公益的活動を行う団体の活動を支援し、地域の活性化・まちづくり活動の充実を図るため、笠岡市市民活動支援センター（以下「センター」という。）が保有する物品の貸出を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象)

第2条 センターに登録された団体が行う地域まちづくり活動や公益的活動を対象とする。

(貸出の制限)

第3条 次の各号のいずれかの事項に該当する場合は貸出をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の個人・事業者・団体・宗教・宗派または政治的活動に利する目的として利用する、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする活動と認められるとき。
- (4) 単なる親睦やレクリエーションを目的として利用するとき。
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の使用又は管理上支障があると認めるとき。
- (7) その他市長が使用を不適當と認めるとき。

(貸出物品)

第4条 別紙物品一覧表のとおりとする。

(申請)

第5条 申請者は、使用する1週間前までにセンターに物品借用申請書を提出しなければならない

(貸出期間及び返却)

第6条 貸出期間及び返却について次のとおりとする。

- 1 備品の貸出期間は原則として最長1週間とする。但し、事業の目的、内容について申請者との協議を行い、市長が必要と認めたものについては、貸出期間を延長することができる。
- 2 貸出期間中であっても施設管理者から返却を求められたときは、直ちに応じな

なければならない。

3 申請者は、使用後速やかに物品を貸出前の現状に復して返却するものとし、返却するときは、施設管理者の検査を受けなければならない。

(目的外使用及び転貸の禁止)

第7条 申請者は、借り受けた物品を自らの責任において管理し、貸出目的以外の使用又は転貸してはならない。

(貸出の取消等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、物品の貸出を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 貸出の目的又は条件に違反したとき。
- (3) 故障により使用することができなくなったとき。
- (4) 災害その他の事故により使用することができなくなったとき。
- (5) その他市長が使用を不相当と認めるとき。

上記(1)～(5)により、申請者が当該物品の貸出を取り消され、又は使用を制限されたことにより生じた申請者の損害については、市長はその責めを負わないものとする。

(使用料)

第9条 使用料は無料とする。ただし、物品に使用する燃料などの消耗品代、搬送代、貸出期間中の修理・メンテナンスに要する費用はすべて申請者負担とする。

(遵守事項)

第10条 申請者は次の各号を遵守するものとする。

- (1) 申請者は、借り受けた物品等を適正に使用することとし、大切に取り扱いなければならない。
- (2) 貸出物品を紛失、損傷した場合、使用中に事故が発生した場合及び申請内容に変更があった場合は、速やかに市長に報告すること。
- (3) 貸出中に申請者の故意または過失により貸出物品を紛失または破損したときは、現品または相当の代価をもって弁償しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(附則)

この要領は令和5年1月11日から施行する。